

平成17年10月25日
経済産業省

特定商取引法違反の通信販売業者(有)クロイツェル・ソナタに対する 業務停止命令(3ヶ月)について

経済産業省は、「スリープ&スリム」と称する枕及び「フレーム・プロポーションDX」と称するクッションの通信販売業者である有限会社クロイツェル・ソナタ(本社:東京都港区)に対し、特定商取引法の違反行為(誇大広告、広告表示義務違反)を認定し、同法第15条の規定に基づき、同社の通信販売に関する業務の一部を平成17年10月27日から3ヶ月間停止するよう命じました。

1. 有限会社クロイツェル・ソナタは、
 - (1) ソフィア・ビューティーセンターという通称名を用いて、「スリープ&スリム」と称する枕について、平成17年2月以降に、全国各地で配布した新聞折込チラシに、

「“ただ寝るだけ”の楽々ダイエットで、夢の20kg減！」
等と容易に著しいそう身効果が得られるかのような表示をし、また、
「短期間でヤセたい方にはもちろん、ストレス、不眠、過眠、いびき、便秘、肌荒れ、肩こり、腰痛、精力減退、集中力低下などでお悩みの方にも、ぜひオススメします！」
等と、これらの症状が改善・解消するかのような表示を行っていました。
 - (2) ホームビューティーINC.という通称名を用いて、「フレーム・プロポーションDX」と称するクッションについて、平成17年4月以降に、全国各地で配布した新聞折込チラシに、

「座っていただけなのに、21kgもヤセちゃった！！」
等と容易に著しいそう身効果が得られるかのように表示をし、また、
「美容も健康もおまかせ！」と表示し、「部分太り」、「メリハリボディ」、「むくみ・冷え」、「便秘」、「体質改善」、「美肌」、「肩こり・腰痛」のそれぞれの改善・解消に効果があると、
これらの症状が改善・解消するかのような表示を行っていました。
2. これに対し、経済産業省は、同社に対し、当該広告で表示されたそう身効果及び美容・健康効果を裏付ける合理的な根拠を示す資料の提出を求めたこと

る、合理的根拠を示す資料は一切提出されませんでした。

このため、同社の広告表示は、誇大な広告とみなされ、このような広告表示を行った同社は、特定商取引法第12条の規定に違反していました。(誇大広告)

3. また、同社は、当該枕の広告において、通称名であるソフィア・ビューティーセンターと表示し、また、当該クッションの広告において、通称名であるホームビューティーINC.と表示しており、登記簿上の商号である(有)クロイツェル・ソナタという正式な名称を表示していませんでした。

このような表示を行った同社は、特定商取引法第11条第1項に違反していました。(広告表示義務違反)

4. なお、同社は、当省からの事実関係の確認等に関する再三の連絡に対応しないなど、当省の調査に協力しませんでした。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室	電話011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室	電話022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室	電話048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室	電話052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室	電話06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室	電話082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室	電話087 - 861 - 3237
九州経済産業局消費者相談室	電話092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	電話098 - 862 - 4373

有限会社クロイツェル・ソナタに対する行政処分の内容

1. 事業者等の概要

- (1) 事業者名 有限会社クロイツェル・ソナタ
(2) 代表者 取締役 小川 稔
(3) 所在地 東京都港区六本木七丁目3番19号
(4) 資本金 300万円
(5) 売上高 2億円(平成16年6月～平成17年5月期)
(6) 設立年月日 平成16年5月27日
(7) 取引類型 通信販売
(8) 取扱商品 **ダイエット枕「スリープ&スリム」**
(ソフィア・ビューティーセンターという通称名を使用)
骨盤矯正クッション「フレーム・プロポーションDX」
(ホームビューティーINC.という通称名を使用)

(9) 販売価格

ダイエット枕 「スリープ&スリム」	一括 13,440円(税込) 分割 14,280円(税込)
骨盤矯正クッション 「フレーム・プロポーションDX」	一括 13,440円(税込) 分割 14,070円(税込)

2. 取引の概要

(有)クロイツェル・ソナタは、「スリープ&スリム」と称する枕及び「フレーム・プロポーションDX」と称するクッションについて、全国各地で新聞折込チラシを配布し、消費者から電話や郵便等により申込みを受け、当該商品の販売契約を締結する通信販売を行っている。

3. 業務停止命令の内容等

(1) 内容

- 3ヶ月の間、以下の業務の停止を命ずることとする。
- 同社の行う通信販売の広告をすること。
 - 同社の行う通信販売の契約の申込みを受けること。
 - 同社の行う通信販売の契約を締結すること。

(2) 業務停止命令の期間

平成17年10月27日から平成18年1月26日まで(3ヶ月間)

4. 業務停止命令の原因となる事実

(1) 誇大広告(特定商取引法第12条)

(有)クロイツェル・ソナタは、平成17年2月以降に、全国各地に配布した同社の販売する「スリープ&スリム」の新聞折込広告(別添写し1)において、以下の表に掲げるそう身効果に係る表示及び美容・健康効果に係る表示を行っていた。また、同社は、平成17年4月以降に全国各地に配布した同社の販売する「フレーム・プロポーションDX」の新聞折込広告(別添写し2)において、以下の表に掲げるそう身効果に係る表示及び美容・健康効果に係る表示を行っていた。

これに対し、経済産業省は、特定商取引法第12条の2の規定に基づき、当該広告表示の裏付けとなる合理的根拠を示す資料の提出を求めたところ、合理的根拠を示す資料は何ら提出されなかった。

このため、同社の広告表示は、特定商取引法第12条に規定する誇大広告に該当するものとみなされ、同社の行為は同条の規定に違反しているものと認められる。

(注) 特定商取引法第12条の2

経済産業省の求めに対し、広告表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合は、虚偽・誇大広告とみなすという規定。

スリープ&スリム(枕)の広告	そう身効果に係る表示	<p>「“ただ寝るだけ”の楽々ダイエットで、夢の20kg減！」</p> <p>「ぐっすり眠れる！驚くほどスリムになる！！」</p> <p>「眠っているあいだに、気持ちよくヤセられる！」等と表示</p> <p>あたかも当該枕の使用前・使用後であるかのような人物写真と当該人物の体重が大幅に減少したことを示す数値等を表示</p> <p>そう身効果に関する消費者の体験談を掲載</p> <p>当該枕を使用するだけで、容易に著しいそう身効果が得られるかのように表示している。</p>
	美容・健康効果に係る表示	<p>「短期間でヤセたい方にはもちろん、ストレス、不眠、過眠、いびき、便秘、肌荒れ、肩こり、腰痛、精力減退、集中力低下などでお悩みの方にも、ぜひオススメします！」等と表示</p> <p>美容・健康効果に関する消費者の体験談を掲載</p> <p>当該枕を使用するだけで、これらの症状が改善・解消するかのように表示している。</p>

フレームプロポーションDX クッションの広告	そうつ身効果に係る表示	<p>「座っていただけなのに、21kgもヤセちゃった！！」 「ゼイ肉がなくなっておなかがペタンコ！！」 「どこでもカンタン！座るだけダイエット！！」等と表示 あたかも当該クッションの使用前・使用後であるかのような人物写真と当該人物の体重が大幅に減少したことを示す数値等を表示 そうつ身効果に関する消費者の体験談を掲載 当該クッションを使用するだけで、容易に著しいそうつ身効果が得られるかのように表示している。</p>
	美容健康効果に係る表示	<p>「美容も健康もおまかせ！」と表示し、「部分太り」、「メリハリボディ」、「むくみ・冷え」、「便秘」、「体質改善」、「美肌」、「肩こり・腰痛」のそれぞれの改善・解消に効果があると表示 美容・健康効果に関する消費者の体験談を掲載することにより、 当該クッションを使用するだけで、これらの症状が改善・解消するかのように表示している。</p>

(2) 広告表示義務違反(特定商取引法第11条第1項第5号、同法施行規則第8条第1項第1号)

(有)クロイツェル・ソナタは、「スリープ&スリム」の広告において、通称名であるソフィア・ビューティーセンターと表示し、また、「フレーム・プロポーションDX」の広告において、通称名であるホームビューティーINC.と表示しており、登記簿上の商号である(有)クロイツェル・ソナタという名称を表示していない。

このため、同社が全国各地で配布している新聞折込広告は、販売業者の名称に関する事項が正しく表示されておらず、同社の行為は特定商取引法第11条第1項に規定する広告表示義務に違反している。

ダイエットの
新常識!

座ってただただ座るだけで、21kgもやせました!!

大減量

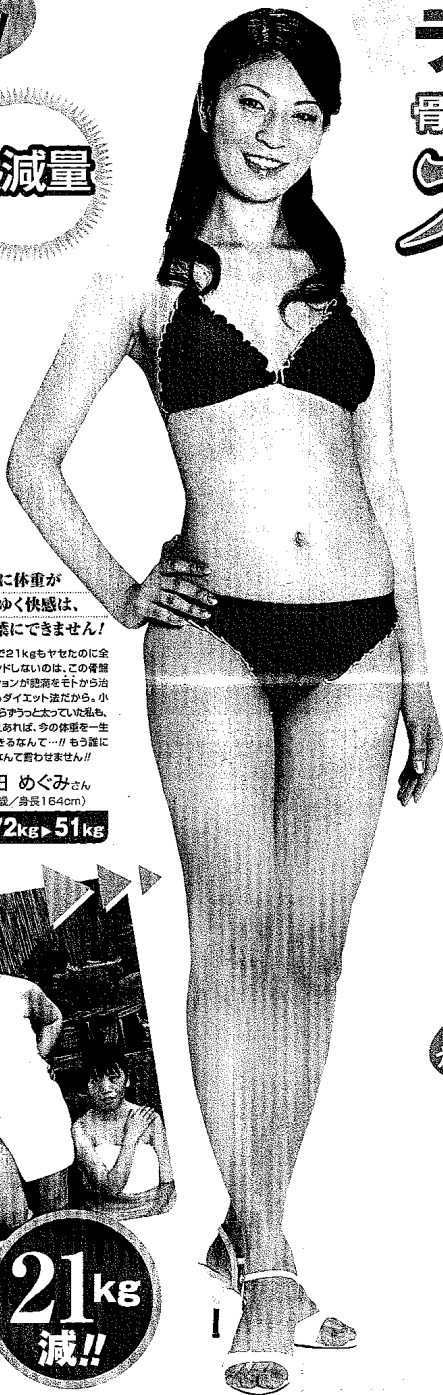
日に日に体重が
減ってゆく快感は、
もう言葉にできません!

短期間で21kgもやせたのに全然リバウンドしないのは、この骨盤矯正クッションが肥満治療をモトから治してくれるダイエットだから。小さい頃からずっと太っていた私も、「DX」さえあれば、今の体型を一生キープできるなんて!!もう誰にも「デブ」なんて言わせません!!

窪田 めぐみさん
(25歳/身長164cm)
体重72kg→51kg



21kg
減!!



スリムなカラダの秘密は、“骨盤”にあり!

ラクチン骨盤矯正ダイエット!!

骨盤矯正クッション

フレーム・プロポーションDX

座っているだけで、みるみるヤセちゃいます!!

- ◆「1ヶ月で15kgもやせた!」「下半身が細くなった!」「食べても太らなくなった!」などなど、今、全国の女性から圧倒的な支持を得ているのが、肥満治療のプロが開発した骨盤矯正クッション「フレーム・プロポーションDX」!
- ◆「フレーム・プロポーションDX」は、独特の形状で骨盤のゆがみをキレイに矯正!さらにクッションに内蔵された特殊シートの瘦身パワーが脂肪の大量燃焼を促す、画期的なメディカル・ダイエットアイテムです。
- ◆1日わずか数十分、あなたはただ座っているだけで、脂肪を燃焼し続ける“ヤセ体質”へと大変身!均整のとれた抜群のプロポーションに生まれ変わることができるのです!



スタイル
矯正



7kg
減!!

このトシにして、
カンタンに美しいプロポーションに
生まれ変わりました!

おなかのまわりについていたゼイ肉があるのみ減っていき、プロポーションが整うと実際以上にヤセて見えるらしく、皆さん「40kg台?」って驚きます。体重のわりに細く見えるのも、骨盤矯正のウレシイ効果ですね!

平野 曜子さん
(56歳/身長160cm) 体重 60kg
53kg

お申し込みは今すぐ!
表面の申込書をポストへ!

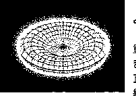
0120-339-380

HOME BEAUTY

ホームビューティーINC.

どうしてこんなにヤセられるの?? フレーム・プロポーションDX 激ヤセ効果のヒ・ミ・ツ

その1 カタチ

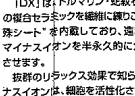


DXのフシギな形状は、100例以上におよぶ肥満臨床例から算出したものです。まず、クッション中央部の傾斜角、自らの体重で少しずつ矯正されるように設計されていますが、これが骨盤に負担をかけず確実に矯正が促される、ギリギリの角度なのです。この絶妙な角度が、最高のプロポーションをもたらすために欠かせない要素となっています。

次に、すり鉢状の傾斜部分ですが、これは理想的な骨盤の幅と同サイズ。最初には多少の違和感があるかもしれませんが、ここにヒックリ骨盤がはまるようになれば、その際、あなたは、もはや“ヤセ体質”に生まれ変わっているというところ、やがて全身の代謝が活発になり、脂肪がどんどん落ちていくのを実感できるでしょう。

このように、臨床医学と人間工学から導き出された独特の形状が、どんなにゆがんだ骨盤も短期間で正しい位置へと戻すので、誰もが女性本来の美しい体型に生まれ変わることができるのです。

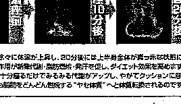
その2 材質



DXは、トルマリン・活性炭・シリカの複合セラミックを繊維に織りこんだ“特殊シート”を内蔵しており、遠赤外線とマイナスイオンを半永久的に大量発生させます。

抜群のリラックス効果で知られるマイナスイオンは、細胞を活性化させて血行や新陳代謝を促進し、汗を蒸発させるので、汗ばんだ肌を涼しく保ち、遠赤外線の優れた保湿作用は体温を上昇させるので、代謝が積極的にアップするのです。

参考 骨盤中の体温変化



大ヒット!! 骨盤矯正クッション 「フレーム・プロポーションDX」

商品番号 FPD-4Y

■一括特価 12,800円 (税込13,440円)

■分割価格 6,700円 (税込7,035円) × 2回

抜群の脂肪燃焼効果!

専用シートを3回交換すれば、効果アップ!

代金は女性の後払い!詳しくは裏面をご覧ください。

売り上げ総数 80万個突破!

骨盤矯正ダイエットとは?◎

骨盤のゆがみは、血行を滞らせ、代謝を低下させ、脂肪を蓄積させる原因となります。骨盤矯正クッションDXは、独特の形状と材質により、骨盤を正しい位置に戻し、血行を促進し、代謝を向上させることで、脂肪を燃焼し、スリムな体型を実現します。

売切れ必至!! どうぞお早目にお申し込みください。

